

ふくおか健康づくり団体・事業所宣言

— 協会けんぽと一緒に健康経営をはじめませんか？ —

令和5年8月24日

Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.

『健康経営』とは、社員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む経営スタイルのことです

【事業主が社員の健康づくりを積極的に推進】

社員の健康状態を把握
(社員全員が健診受診)

健康づくりの推進
(課題に沿った取り組みの実践)

【社員が心身ともに元気に働ける企業に】

生活習慣病の予防・改善

メンタルヘルス不調者の
予防・改善

社員の意識が変化
個々人が生活習慣を見直し

企業にはこんなメリットが！！

生産性の向上

- ◎モチベーションUP
- ◎欠勤率の低下
- ◎業務効率の向上

負担軽減

- ◎退職者への手当支払の減少
- ◎健康保険料率の上昇抑制

イメージアップ

- ◎企業ブランド価値の上昇
- ◎社内的・社外的イメージの向上

リスクマネジメント

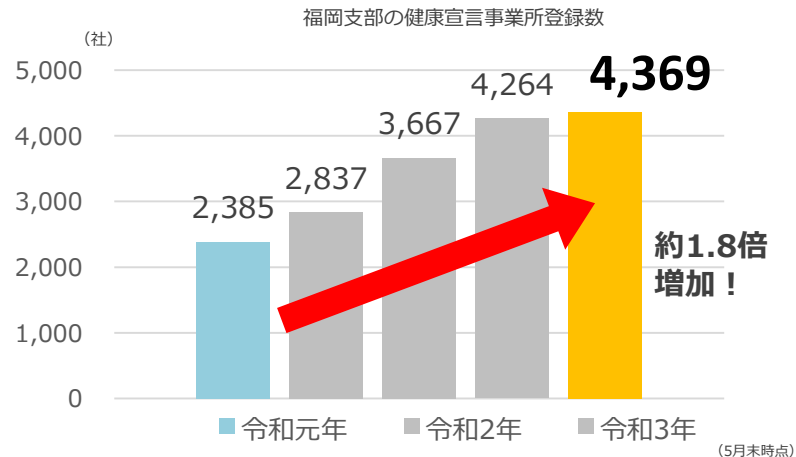
- ◎事故・不祥事の予防
- ◎労災発生の予防

『健康経営』に取り組む事業所が増えています

<宣言状況>

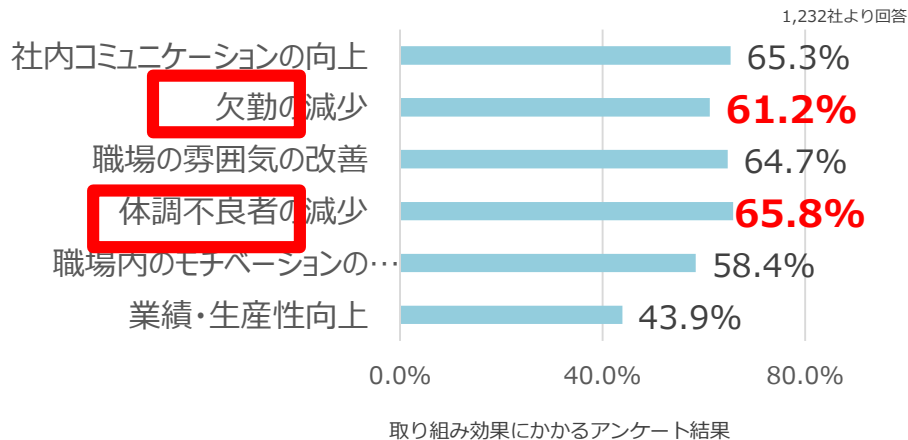
福岡支部では、健康宣言事業所が直近5年間で約**1.8倍**に増加しています。

	業種	登録数(令和5年)	登録割合
1	建設業	1,943	44%
2	医療、福祉	478	11%
3	卸売業、小売業	401	9%
4	製造業	365	8%
5	サービス業	299	7%



<取り組み効果>

令和3年3月に実施したアンケートの結果、「**欠勤の減少**」「**体調不良者の減少**」の項目において、約6割の事業所が「**効果があった(改善した)**」と実感されています。



『健康経営』は事業主の“健康宣言”からスタート

ふくおか健康づくり団体・事業所宣言

➤ 7つの分野から1つ以上を選んで
具体的取り組みを宣言

特定健診の
受診

特定保健
指導の利用

がん検診
の受診

食生活
の改善

運動習慣
の定着

禁煙
(受動喫煙防止
を含む)

その他の
健康づくり
(歯科衛生など)

ふくおか健康づくり団体・事業所宣言 登録証

貴団体・事業所は、次のとおり健康づくりに関する
取組を宣言されましたので、これを登録します。

福岡県知事 服部 誠太郎

KENKO FUKUOKA

宣言内容

🌸 登録事業所のメリット

県のサイトに掲載 広く公表

事業所名が「ふくおか健康
づくり県民運動情報サイト」
に掲載されます。

求人票に掲載で 求職者にアピール

求人票に健康宣言事業所
として掲載ができ、求職者
にアピールができます。

競争入札参加資格 の加点対象

福岡県の競争入札参加資格審
査項目である「地域貢献活動
評価項目」に該当し、加点対
象となります。(要別途申請)

「登録証」の掲示で イメージアップ

「登録証」を事業所内に掲
示することで、顧客や取引
先等に対するイメージアッ
プにつながります。

“健康宣言”は協会けんぽの『基本モデル』に合わせて登録しましょう

宣言内容の『基本モデル』とは

- 01 健診の受診率の目標値を設定
- 02 特定保健指導[※]の利用率の目標数値を設定
- 03 「食生活」「運動」「禁煙」等の分野から取組を1つ以上設定

※特定保健指導とは、健診結果より「メタボリックシンドローム」のリスクに応じ、生活習慣の改善が必要な方に行われる指導のこと。
産業医の面談やかかりつけ医の診療のことではありません。

連名の登録証を交付します

福岡県 年 月 日

ふくおか健康づくり団体・事業所宣言登録証

ふくおか健康づくり団体・事業所 謹

貴団体・事業所は、次のとおり健康づくりに関する取組を宣言されましたので、これを登録します。

令和 年 月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

全労健保福岡支部 片平 祐志

宣言内容

🌸 基本モデルで登録するメリット

スポーツクラブの 利用料割引

スポーツクラブや健康測定機器の利用料が割引になります。

健康測定器等の 利用料割引

各種測定器や健康講習の利用料が割引になります。

自費診療のCT検査 等の費用補助

病気の早期発見・早期治療のためCT・MRI画像診断の費用が割引になります。

健康づくり優良 事業所認定

福岡支部が行う認定制度へチャレンジすることができます。

“健康宣言”は協会けんぽの『基本モデル』に合わせて登録しましょう

宣言内容の設定（例）



特定健診の受診率の向上に関すること

従業員の健診受診率100%を目指します



特定健診の受診率の向上に関すること

特定保健指導の利用率50%を目指します



その他の分野からもう1項目追加しましょう！

食生活の
改善に関すること



運動習慣の
定着に関すること



禁煙（受動喫煙防止を含む）
に関すること



▶ 健康診断の費用補助（35歳以上）

労働安全衛生法で定める定期健診の検査項目に**がん検診をプラス**した『生活習慣病予防健診』を実施しています。**費用面でもかなりお得です！**

【検査内容の比較表】

健診の種類		協会けんぽの生活習慣病予防健診	労働安全衛生法の定期健康診断
検査項目	問診・身体計測	○	○
	腹囲	○	○
	視力・聴力	○	○
	血圧	○	○
	尿	○	○
	胸部レントゲン	○	○
	血液(貧血など)	○	○
	肝機能	○	○
	血中脂質	○	○
	血糖	○	○
	心電図	○	○
	尿酸★	○	
	血清クレアチニン★(腎機能)	○	
	胃部レントゲン★(胃がん検査)	○	
	便潜血反応★(大腸がん検査)	○	
眼底(★)	△(医師の判断により実施)		

★…生活習慣病予防健診にのみ含まれる検査項目です。

➤ 健康診断の費用補助（35歳以上）

❁ 3つのオトク

健診費用の約7割を
協会けんぽが補助

全額負担 約18,000円
↓
自己負担 約5,000円

費用面でかなりお得です

ご自宅周辺で
ラクラク受診

ご自宅や勤務先周辺で受診する健診機関を選択することができます

健診内容が
15項目以上と豊富

定期健診の項目に胃がん・大腸がんのがん検診をプラスした充実内容です

あなたとあしたへつづく、健康を。
けんぽのいっぽ!

今年5年度から、さらに皆さまの健康を守り続ける、新たな取組を開始します。
さらに充実、一歩先へ! 協会けんぽの「健康づくり」事業

今年5年度から
一部負担
減額 1割減(4割負担者対象)に
7,169円 → **5,282円**

協会けんぽの生活習慣病予防健診は、
メタボリックシンドロームとともに
5大がん(乳がん、子宮がん、大腸がん、胃がん、肺癌)までカバー!

※メタボリックシンドロームとは、おおよそ3つ以上内臓脂肪が多くなることで高血圧や高血糖が認められ、脳卒中・心臓病・糖尿病の発症リスクが高まり、生活習慣病になりやすくなる状態をいいます。

1日健診費 4,802円 → **2,689円** ※乳がん検診は、検診回数や検診内容によって、検診料4,000円、500円に減額。
※1日健診とは、診察の年数において、診断・検査・処置といった複数の検診の項目をすべて含むための検診料設定です。高血圧・糖尿病なども含む場合は追加料がかかります。より詳細な健診費です。

子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検査の自己負担も同様に軽減します。



※毎年3月下旬に事業所様宛にご案内をお送りしています

➤ 健診結果のデータ提供

事業者健診結果データの提供は事業主の義務です！

「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条において、**保険者は事業主等に対し健診結果の写しを提供するよう求めることができ、また、提供を求められた事業主等は健診結果の写しを提供しなければならないことが規定されています。**事業者健診結果データを医療保険者に提供することは、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に抵触するものではありません。

<参考>

「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年8月17日法律第80号）～抜粋～

第27条【特定健康診査等に関する記録の提供】

- 2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者にかかる健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
- 3 前二項の規定により、特定健康診査もしくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

✿ 提供の対象となる方

特定健診の受診が義務付けられている**40歳以上75歳未満の協会けんぽ被保険者**が対象となります。

なお、協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診されている方については、健診機関から直接協会けんぽにデータ提供があるため、事業主によるデータ提供は不要です。

	協会けんぽの 生活習慣病予防健診	生活習慣病予防健診以外の 健康診断
40歳以上 75歳未満	データ提供不要	事業主が協会けんぽにデータ（紙媒体でも可） を提供しなければならない

❁ 健康経営優良法人 健康経営度調査・中小規模法人部門の評価項目をクリア

▼回答例（2024申請書素案P.29）

「2-2.（求めに応じて）40歳以上の従業員の健康診断のデータの提供」

★Q9. 加入している保険者に対して、40歳以上の従業員の健康診断のデータを提供していますか。
（1つだけ）

- ◆健康診断のデータとは、労働安全衛生法その他の法令に基づき自社が保存している健康診断に関する記録（特定健診に含まれる項目の記録）の写しのことを指します。
- ◆保険者が指定する健診機関で事業主健診も合わせて実施している場合を含みます。
- ◆生活者の健康意識向上を目的とした健康診断のデータ等のマイナポータル等を通じた利活用促進に向けて、保険者に提供する健康診断のデータフォーマットの標準化が重要との観点から、提供形式についても伺います。なお、提供形式が健診機関で異なる場合は、主な提供形式についてお答えください。
- ◆加入している保険者にデータ提供（同意書）の有無について確認いたします。

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 厚生労働省の推奨（※）するXML形式のフォーマットでデータ提供済み2 その他保険者が指定する電子記録（CSV形式等）でデータ提供済み3 1または2以外の形式（pdf形式や紙媒体など）でデータ提供済み4 データは未提供だが、提供について保険者へ同意書等を提出している5 40歳以上の従業員がいない6 データの提供について保険者に意思表示をしていない ⇒健康経営優良法人不認定 | |
|---|--|

※健発0331第7号、保発0331第2号令和2年3月31日厚生労働省健康局長、厚生労働省保険局長通知

- ・協会けんぽの『生活習慣病予防健診』を利用している
→選択肢2（CSV形式）
- ・同意書を提出し健診機関から健診結果を提供している
→選択肢1（XML形式）
- ・事業所から直接協会けんぽへ健診結果を提供している
→選択肢3（pdf形式や紙媒体）
- ・過去に同意書を提出したことがなく、今年初めて同意書を提出する場合
→選択肢4

➤ 健診後の健康サポート（特定保健指導）

健康診断の結果より、生活習慣病の発症リスクがある方に対し、保健師・管理栄養士が**お一人おひとりに寄り添った方法**で、無理のない減量や生活習慣の改善のアドバイスをしていきます。

✿ 対象となる方（メタボのリスクがある方）

健診を受けた40歳以上の方のうち

腹囲	男性：85cm以上 女性：90cm以上
BMI	25以上

または

さらに
+

以下の追加リスクが1つ以上ある方

血圧	血糖
脂質	喫煙

対象に該当



※喫煙については、血圧・血糖・脂質のリスクが1つ以上の場合のみに追加

✿ メタボリックシンドローム（メタボ）とは？

不規則な生活習慣により、お腹周りに内臓脂肪がたまることで、**高血圧・高血糖・脂質異常**などが起こり、生活習慣病になりやすくなっている状態のことです。

➤ 健診後の健康サポート（特定保健指導）ご利用の流れ

01 目標の設定（20～30分の初回面談）

- ・ 健診結果をわかりやすく丁寧に説明します
- ・ ライフスタイルや体の状態に合わせて、生活習慣の改善に向けた目標と行動計画を一緒に考えます

利用方法は**3パターン**からお選びいただけます



01 | 健診当日

健診機関で面談

健診受診後にお声がかかりましたら利用しましょう！

02 | 健診後日[※]

協会けんぽの保健師・管理栄養士による**事業所での面談**

03 | 健診後日[※]

スマホ等による**リモートでの面談**

※健診機関で受けていない場合、事業所様宛にご案内をお送りいたします

02

3か月以上のチャレンジ

03

目標達成度のチェック

➤ 健診結果データ・医療費データの分析

協会けんぽ福岡支部が保有する健診結果データ・医療費データより、事業所様ごとに健康状態を分析し、課題を“見える化”した『**事業所カルテ**』をご提供しています。

※被保険者数や健診受診者数によっては、データが表示できない項目もあります。



目次	
カルデータの読み方・活用方法	2
健診からわかる健康状態の課題と課題解決のための対策	3
医療費とともとの健康増進のポイント	4
※自治体の健康増進計画との連携	
1. 健診の受診状況を把握しましょう	5
※勤労者の健康について	6
2. 特定保健指導後の利用状況を把握しましょう	7
特定保健指導（健診サポート）とは	8
3. 健診結果から健康状態を把握しましょう	9
4. 生活習慣の傾向を把握しましょう	11
5. 医療費を把握しましょう	15
医療費を削減するための医療費削減	15
オンラインで健康づくりの専門家と相談	16
健康経営PODCAツールをダウンロード	17
「健康づくり実践アドバイザー」派遣申込書	18

➤ 健康づくり実践アドバイザーの派遣

保健師・管理栄養士等健康づくりの専門職が、事業所様の健康課題を確認し、課題解決に向けた取り組みについてオーダーメイドのアドバイスをいたします。

無料でご利用いただけます。直接事業所様へ**訪問とオンライン (Zoom)**での面談も可能です。

➤ 健康に関する情報提供

* 『健康保険委員』に登録

健康保険委員とは・・・
 社会保険等事務担当者様に広報誌のお受け取りの
 「宛名」としてご登録いただいています。

・ 情報誌を発行

福岡支部情報誌【KENPO'S通信】を年5回、
 ご担当者様（健康保険委員）にお送りしています。
 協会けんぽからのお知らせ、法改正などの最新情報、
 健康づくりに関する耳寄り情報など、盛りだくさんの
 内容をお届けしています。

・ 協会けんぽGUIDE BOOK

健康保険給付や健診などに関する内容を網羅した冊子
 と申請書の記入方法・必要書類が分かる冊子の2冊を
 毎年度最新版をお届けします。



健康経営優良法人 中小規模法人部門の評価項目もクリア

▼回答例 (2023申請書P.26)

【2-1. 健康づくり推進員の設置】

★00. **各事業場に健康づくり推進者を設置していますか。(1つだけ)**

- 健康づくり担当者とは、事業場において従業員の健康保持・増進に関する取り組みを推進する者を指します。
(健康診断や保健指導、特定保健指導の連絡窓口等の業務等を担う者を含みます。)
特定の責務や研修の修了を要するものではありません。
- 従業員の健康保持・増進の取り組みを効果的に推進するためには、産業医や産業保健師等の専門的な知識のある産業スタッフがチームとして連携して取り組むことが重要です。
- 産業医の選任義務のない従業員50人未満の事業場においても、事業場内のスタッフの他、市町村や地域の医療機関、地域産業保健センター等の外部機関も活用し、総合的にチームとして取り組むことが有効です。(例えば、市町村保健師による生活習慣病予防のための健康教室に参加すること、従業員の家族の健康問題に関して保健所保健師の家庭訪問を受けること、地域産業保健センターの医師による長時間労働者への面接指導を受けることなどが考えられます。)
- 場所別に分取しているものであっても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連、事務処理能力等を勘案して1つの事業場という程度の独立性がないものについては、最近上位の機関と一括して1つの事業場として取り扱います。

全ての事業場に健康づくり担当者を設置している

健康づくり担当者を設置していない事業場がある →健康経営優良法人不認定

評価項目	組織体制 (健康づくり担当者の設置)
------	-----------------------



『健康保険委員』に登録することで
評価項目の実績として回答できます

★001. (08で「1」とお答えの場合)
健康づくり推進者はどのようなことを実施していますか。(いくつでも)

<input type="checkbox"/>	1 全社または事業場における健康経営施策立案を行っている
<input type="checkbox"/>	2 全社の健康経営施策立案に基づいた事業場における施策実行支援を行っている
<input type="checkbox"/>	3 全社の健康経営施策立案に基づいた事業場における施策の進捗管理を行っている
<input type="checkbox"/>	4 経営者層に対して、健康経営の取り組みの方針や進捗状況、結果等に関する報告・相談を行っている
<input type="checkbox"/>	5 産業医や保健師等の産業保健スタッフを通じた従業員の健康課題の把握や、産業保健スタッフに対して健康経営の取り組みの方針や進捗状況、結果等に関する報告・相談を行っている
<input checked="" type="checkbox"/>	6 保険者からの情報提供(ヘルプデスク通信簿等)を通じた従業員の課題把握や、保険者に対して健康経営の取り組みの方針や進捗状況、結果等に関する報告・相談を行っている
<input type="checkbox"/>	7 定期健康診断や保健指導の予備、従業員への周知等の業務を行っている
<input checked="" type="checkbox"/>	8 特定健診・特定保健指導の実施に関する保険者との連絡窓口になっている
<input type="checkbox"/>	9 特に行っていない →健康経営優良法人不認定

*ポイント①
「全ての事業場」において、設置すること

★002. (08で「1」とお答えの場合)
以下の資格を持っている健康づくり推進者はいますか。(いくつでも)

<input type="checkbox"/>	1 産業医	<input type="checkbox"/>	2 保健師
<input type="checkbox"/>	3 看護師	<input type="checkbox"/>	4 産業医でない医師
<input type="checkbox"/>	5 精神保健福祉士	<input type="checkbox"/>	6 公認心理師・臨床心理士
<input type="checkbox"/>	7 理学療法士	<input type="checkbox"/>	8 管理栄養士
<input type="checkbox"/>	9 歯科医師	<input type="checkbox"/>	10 健康経営アドバイザー
<input type="checkbox"/>	11 健康経営エキスパートアドバイザー	<input type="checkbox"/>	12 衛生管理者
<input type="checkbox"/>	13 (安全)衛生推進者		
<input checked="" type="checkbox"/>	14 その他	健康保険委員	
<input type="checkbox"/>	15 資格を誇っている担当者がいない		

*ポイント②
SQ2.資格を持っている担当者の設問
『その他(健康保険委員)』と記入

★003. (08で「1」とお答えの場合)
健康経営を進めるにあたり、連携している外部の専門家はいますか。(いくつでも)

<input type="checkbox"/>	1 地域産業保健センター	<input type="checkbox"/>	2 社会保険労務士
<input type="checkbox"/>	3 健康経営アドバイザー	<input type="checkbox"/>	4 健康経営エキスパートアドバイザー
<input type="checkbox"/>	5 中小企業診断士	<input type="checkbox"/>	6 健康経営サービス事業者
<input type="checkbox"/>	7 自治体の健康づくり担当者	<input type="checkbox"/>	8 医療機関
<input checked="" type="checkbox"/>	9 その他	健康づくり実践アドバイザー(協会けんぽの保健師・管理栄養士)	
<input type="checkbox"/>	10 連携している外部の専門家はいない		

*ポイント③
SQ3.外部の専門家の設問
本資料P11の派遣実績がある場合
『健康づくり実践アドバイザー』と記入

➤ 健康に関する情報提供

***メールマガジン**

保健師・管理栄養士による健康コラム・レシピや旬の情報などを毎月配信！

○スマートフォンの場合
下記二次元コードを読み取る



❁ 健康経営優良法人 中小規模法人部門の評価項目もクリア

評価項目	管理職または従業員に対する教育機会の設定
------	----------------------

『メールマガジン』に登録し、A・Bどちらかをクリアすることで評価項目の実績として回答できます

A : 全従業員にメルマガを登録してもらう

B : ご担当者様が登録し、全従業員にメールを転送もしくは回覧

健康宣言を次のステップへ ～福岡支部認定～

宣言の取り組みを評価させていただき認定制度があります。認定を受けることで、健康づくりに取り組む優良企業として対外的にアピールができます。

協会けんぽ福岡支部認定 「健康づくり優良事業所認定制度」

認定要件を満たした事業所を「健康づくり優良事業所」、特に取り組みが優良な事業所を「健康づくり優良事業所ゴールド」として認定し、認定証やロゴマークを贈呈します。

【健康づくり優良事業所】認定要件

- ①ふくおか健康づくり団体・事業所宣言に登録していること
- ②生活習慣病予防健診および事業者健診（40歳以上）の受診率が80%以上であること
- ③特定保健指導を利用していること
- ④健康保険委員の委嘱を受けていること
- ⑤がん対策サポート事業の登録をしていること（福岡県に登録）
- ⑥取組実績報告書を提出していること
（協会けんぽが指定する項目をすべて記入）

【健康づくり優良事業所ゴールド】認定要件

- ※優良事業所に加えて（⑥は回答内容を審査）
- ①生活習慣病予防健診の受診率80%以上
 - ②特定保健指導の利用率が50%以上



認定特典

- ①認定証とロゴマーク贈呈
名刺や広告に使用できるので、対外的にアピールができます！
- ②西日本シティ銀行のローン金利優遇

宣言の取り組みを評価させていただき認定制度があります。認定を受けることで、健康づくりに取り組む優良企業として対外的にアピールができます。

経済産業省の認定制度 「健康経営優良法人認定制度」

地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等を顕彰する制度です。

「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として、全国的にPRすることができます。



詳しくは経済産業省ホームページや認定事務局が運営するAction!健康経営ポータルサイトをご確認ください



▲経済産業省ホームページ



▲Action!健康経営ポータルサイト



健康経営優良法人
Health and productivity



健康経営優良法人
Health and productivity



令和5年度から**新規で宣言**をする事業所は、宣言内容が“基本モデル”を満たしていない場合、健康経営優良法人認定（中小規模法人部門）の『**保険者の健康宣言事業所への参加**』の**必須条件を満たしません**ので、ご注意ください。